



発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

監査公表

監査の結果に基づく措置状況

包括外部監査 …… (監査公表第21号) …… 1

監査の結果に基づく措置状況

総務局、市議会事務局及び教育委員会 …… (監査公表第22号) …… 56

監査の結果に基づく措置状況

産業経済局 …… (監査公表第23号) …… 64

監査の結果に基づく措置状況

小倉北区役所 (工事監査) …… (監査公表第24号) …… 67

北九州市監査委員

北九州市監査公表第21号

令和4年11月15日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

包括外部監査人の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 外部監査の種類
包括外部監査
- 2 選定した特定の事件
産業振興施策に関する財務事務の執行について
- 3 監査の期間
令和3年7月9日から令和4年2月2日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年3月22日（令和4年監査公表第9号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) シルバー人材センター運営補助

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>補助金実績報告の誤りの看過について</u> (産業経済局雇用政策課)</p> <p>北九州市シルバー人材センターから入手している令和2年度の実績報告の収支明細において、運営補助事業の人員費及び管理費の合計が898,389千円と記載されていたが、正確には80,957千円であることが判明した。</p> <p>なお、正しい補助対象経費80,957千円は、市の予算額である47,500千円を超えているため、当該誤りによる補助金交付額への影響はなかった。</p> <p>本件については、内容的にはすぐにわかる誤りであり、補助対象経費が例年に比べてどのような変化が生じているのか、不適切なものがないか、業務実施内容と整合しているかといった経費内容の適正性について検証されていないと判断せざるを得ない。</p> <p>したがって、まずは入手した実績報告に誤りがないか確認するとともに、経費内容の適正性を検証する必要があると考える。</p>	<p>適切な事務処理を行うよう令和4年2月の事務改善会議で指導徹底した。</p> <p>人事異動による担当者変更で同じミスを繰り返すことが無いよう、令和4年3月に業務マニュアルにも今回の事務ミスについて追記した。</p>

(2) 北九州ゆめみらいワーク事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>契約書の納品冊数の誤り</u> (産業経済局雇用政策課)</p> <p>委託業務契約書及び仕様書を閲覧したところ、業界MAPの納品数が10,000部となっていたが、業者からの見積書等の他の書類では12,000部と記載されていた。</p> <p>本件については、委託先との認識の相違等がないため、契約書の部数や金額を訂正していないが、本来であれば契約内容を訂正し、締結すべきである。</p> <p>今後においては、契約書のみならず仕様書等の添付資料についても、契約書を締結する前に慎重に確認する必要がある。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、契約書を締結する前に、仕様書等の添付資料についても、慎重に確認するように令和4年2月、業務マニュアルを修正した。</p>

(3) 中小企業支援センター特定支援事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>中小企業支援センターのホームページのメンテナンスについて</u> (産業経済局中小企業振興課)</p> <p>中小企業支援センターのホームページにおいて、北九州商工会議所へのリンクが設けられているが、先に進まない状況となっている。</p> <p>情報が分断されることは問題であるため、リンク内容を修正又は削除することが必要である。</p>	<p>北九州商工会議所のホームページへのリンク切れは、令和3年12月に解消済である。</p> <p>今後は、市の公式ホームページの管理運営部署がページ作成所管課に対し行う更新指導にあわせ、更新確認を求めるなど、適切なホームページ運営に努める。</p>
<p>イ <u>市のホームページのメンテナンスについて</u> (産業経済局中小企業振興課)</p> <p>市のホームページの「ビジネス・産業・まちづくり」という項目において、市、FAIS、北九州商工会議所の中小企業支援3機関が連携し、各機関の支援メニューや条例の趣旨等を広く情報発信するポータルサイト「キタサポ」のURLやサイト構成が記載されているが、「キタサポ」は令和3年3月末をもって閉鎖されている。</p> <p>既に終了しているサイトを残し続けることは利用者の誤認を生むこととなるため、適時に削除をすべきである。また、令和3年3月末をもって終了することは3機関において協議されているが、終了に伴い影響が及ぶ箇所に関する共有が行われていないため、市内</p>	<p>本件については、既に終了している「キタサポ」のサイトを残し続けたことに対するご指摘（ご意見）であり、既に措置済である。終了サイトの掲載を続けることは市民の皆様の誤認を生むことにもなるため、終了に伴い影響が及ぶ箇所等の精査や各協力機関等との情報共有等を密に行うこととしたい。</p> <p>市の公式ホームページの内部リンク切れや誤った情報の掲載等については、ホームページ管理運営部署がページ作成所管課に対して、掲載情報の点検や常に最新の情報を掲載するなど、適切に更新するよう毎年度指導しているところである。今後はこの指導に加え</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>部における連携を密にすることが必要である。</p> <p>本件のみならず、市のホームページ全体において、ツールを導入する等によって、定期的に内部リンク切れが生じていないかを調査することが必要であると考える。</p>	<p>、一定期間更新がないページはホームページ管理運営部署が非公開処理することを検討するなど、より適切なホームページ運営に努める。</p>

(4) 学術研究都市留学生宿舍管理運営事業

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>契約書上の賃料について</u> (産業経済局次世代産業推進課)</p> <p>留学生宿舍について、土地は市の所有であるが、建物は株式会社不動産中央情報センター(以下、「不動産中央情報センター」という。)が所有している。毎月における家賃徴収の流れは、留学生→不動産中央情報センター→市となっている。</p> <p>家賃について、市と留学生が取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」をサンプルで閲覧したところ、月額42,300円(=家賃40,000円+共益費1,000円+補修相当額1,300円)と記載されているのに対して、実際は月11,800円(=家賃9,500円+共益費1,000円+補修相当額1,300円)のみを徴収しているとのことであった。</p> <p>市の担当者によれば、文書による通知を行っていない代わりに、募集要綱を使って、契約前に各大学から入居者に説明を行っているとのことである。</p> <p>契約書の金額と実際の負担額が異なっていることを考慮すれば、入居者のトラブル防止の観点からも、文書により負担額を通知すべきである。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、指摘を受けた最初の入居者となっている令和4年3月以降の入居者に対し、入居者負担額決定通知を文書で行った。</p>

(5) 北九州学術研究都市学術研究施設の備品等の管理

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>備品等の管理不備</u> (公益財団法人北九州産業学術推進機構 (F A I S))</p> <p>市が所有し、F A I Sが管理する備品等について、市から提出された備品台帳を基に実査を行った結果、以下の事項が見受けられた。(a) 備品シールの未出力 (b) 備品台帳と現物の一致確認不可 (c) 廃棄情報の反映未了 (d) 新旧管理番号の対応不可 (e) 老朽化・陳腐化した備品の存在</p> <p>これらは様々な要因の結果生じていると考えられるが、その中でも主要な要因は以下の3点であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 備品の管理マニュアルが存在しないこと ➢ 適切な実査が行われていないこと ➢ F A I Sにおいて備品台帳を確認できないこと <p>これらの要因を踏まえ、適切な備品管理を行うためには備品所有者である市が中心となって備品の管理マニュアルを作成し、運用することが急務であると考えられる。</p>	<p>市が中心となり令和4年度中に備品管理マニュアルの整備を行うことに伴い、F A I Sは、その備品マニュアルをもとに、適切な管理及び備品台帳の確認を実施していく。</p>

6 監査の結果（意見）に基づく措置状況

(1) 新成長戦略推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>「北九州市新成長戦略」の総括等について</u> （産業経済局産業政策課）</p> <p>「北九州市新成長戦略」の期間は令和2年度までとなっており、令和3年度以降は「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に引き継がれているが、「北九州市新成長戦略」の総括は往査時点（令和3年8月）では明らかではなかった。</p> <p>定期的に進捗状況の確認や戦略を見直し、最終的には総括を行ったうえで、今後の行政の参考にすることが極めて大事であると考え。そのため、速やかに総括を行い、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に活用していくことが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、「北九州市新成長戦略」のこれまでの取組内容や実績を取りまとめ、令和4年3月に総括を行った。</p> <p>今後は新成長戦略で得られた知見を活用し、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進していく。また、必要に応じて、「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の産業振興分野の内容を見直していく。</p>
<p>イ <u>新成長戦略推進懇話会の位置付けについて</u> （産業経済局産業政策課）</p> <p>新成長戦略推進懇話会について、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により開催されていない。直近では令和2年2月に、市担当者が持ち回りで各構成員（大学教授、民間事業者等の外部有識者）に進捗状況を報告し、意見、要望、経営状況等を聴取していた。</p> <p>令和2年2月の懇話会資料を閲覧し</p>	<p>「北九州市新成長戦略」は令和2年度で計画期間が終了している。今後、同様の計画を策定した際は、監査の意見を踏まえ、適切に対応していく。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>たところ、構成員から意見や経営状況等を聴取しているものの、「北九州市新成長戦略」の進捗状況等についての活発な議論がなされているようには見受けられなかった。</p> <p>前述に記載の通り、中長期的な戦略や計画を実行するに当たり、定期的に進捗状況の確認や戦略を見直すこと等は極めて重要である。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等により、対面での会議体を開催することが難しいようであれば、オンライン会議での開催を検討するべきであると考える。</p>	

(2) 未来の株式上場企業育成事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>未来の株式上場企業育成事業の方針について</u> （産業経済局産業政策課）</p> <p>令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響に伴い活動は大幅に制限を受けた。その結果もあり、令和3年度予算においては予算が付されていない状況となっている。</p> <p>新規株式上場の意思決定を行ってから実現に至るまで、現実的には5～10年といった中長期の期間を見積もる必要がある。</p> <p>したがって、上述の目的を実現するには中長期の期間を前提とした事業計画を策定することが必要であり、新型コロナウイルス感染症の影響があるとしても、継続的に中小企業を支援することが望ましい。</p>	<p>当事業は令和2年度で事業が終了している。今後、同様の事業を実施する際は、監査の意見を踏まえ、適切に対応していく。</p>

(3) 円滑な事業承継のためのM&Aモデル事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>M&Aのマッチング対象について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>当該事業では、市が行う事業であることから、売り手と買い手がともに市内の中小企業等であることを条件として進めているとのことである。</p> <p>買い手については市内の事業者に限らず幅広く確保することにより、マッチングの成功確度を高めることにつながると考えられる。</p> <p>なお、この場合においては、拠点及び雇用の維持等を条件とすることが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和3年度からは、M&Aの買い手企業については市内の企業に限定せず、市内外の売り手企業及び買い手企業の情報を有する「福岡県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、マッチング件数の増加を図り、適切に対応している。</p>
<p>イ <u>M&A支援の方針について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>市は日常的に企業訪問活動を行っている点で売り手候補となる企業からの信用力を得ており、それがマッチングにつながると考えて当該事業を行っている。</p> <p>当該事業の成否については、売り手及び買い手情報の件数、ノウハウ、知見及び人的マンパワー等によるところが大きいと考えられる。また、事業承継を目的としたM&Aのマッチングから実行までを担う事業者は全国に数多く存在しており、また、国が各都道府県に設置している公的相談窓口である「事業承継・引継ぎ支援センター」においても同様の活動を行っている。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和3年度からは、市内外の売り手企業及び買い手企業の情報を有する「福岡県事業承継・引継ぎ支援センター」と連携し、マッチング件数の増加を図っている。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>そのため、市においては、市が単独で行うことによって本事業が果たしてうまくいくのか再検討するとともに、上述の事業者等との連携によって事業を推進することも併せて検討することが望ましい。</p>	

(4) 集まれ若者！キタキュー就職促進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>WEB合同説明会不参加者へのアンケート等の実施について</u> （産業経済局雇用政策課）</p> <p>WEB開催の合同説明会の参加者実績は目標には届いていない。</p> <p>WEB開催における参加者を増やすための施策を講じることで、より多くの就職予定者と地元企業のマッチング機会を創出できる可能性はあると考えられる。</p> <p>したがって、市は大学との連携が可能である点を活かして、不参加者も含む学生全体にアンケートを実施し、不参加者がなぜ参加しなかったのか原因を特定し、今後の対策を検討することが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年5月開催の合同会社説明会の申込者に対してアンケート調査を行ったほか、市内大学の協力を得て、学生に対して就職や就職活動に関するアンケート調査を実施している。</p> <p>今後、本調査の結果を分析し、参加対象者のニーズを反映しながら、施策を進めていきたい。</p>
<p>イ <u>北九州市雇用対策協会への補助金と委託業務の区分について</u> （産業経済局雇用政策課）</p> <p>市においては、市内企業向け採用イベントの企画や広告全般を実施しており、北九州市雇用対策協会においては、同協会会員に向けての採用イベントの告知や就職活動マニュアル作成及び広告の一部を行っているとのことであるが、この分担が明記されている文書等はないとのことである。</p> <p>同一のWEB合同会社説明会等の事業について委託業務部分と補助金による助成部分が混在していると、業務の</p>	<p>監査の意見を踏まえ、合同会社説明会等各種イベント等における運営や各種広報において、業務の遂行時の重複・不効率を未然に防止するため、それぞれの役割を明確にして文書化することを令和4年7月に実施した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>遂行において、重複や不効率が生じる可能性が高まる。</p> <p>したがって、市が進める事業が効率的に実施されるよう、一体として事業を行っていくことを検討するか、別々に行うことが必要であれば、それぞれの役割を明確にして文書化しておくことが望ましい。</p>	

(5) 高齢者就業支援センター運營業務

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>適切な目標の設定について</u> （産業経済局雇用政策課）</p> <p>「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標は、高年齢者の雇用を促進するという目的に対して、現状維持の目標にとどまっており、当事業の目標の中のシニア・ハローワークの利用者数は、著しい未達となっている状況である。</p> <p>目標が過度に保守的である場合や実現困難な水準である場合は、成果を測定する指標としては不適切であると考えられるため、目標の設定方法を見直すことが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、目標を設定する際は、過度に保守的でないか、実現困難な水準でないかを改めて確認するように令和4年3月に業務マニュアルを修正した。</p> <p>具体的には、現状維持の目標にとどまっていると指摘があった「中高年齢者の就職者数」については直近実績の平均値で目標値を算出していたが、対前年増加率も加味して算出することとし、著しく未達となっている「シニア・ハローワークの利用者数」は直近3年間の平均に20%加算して算出していたが、こちらも対前年増加率やオンライン相談の普及などの社会的要因を加味して算出することとした。</p>

(6) 北九州ゆめみらいワーク事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>価格決定プロセスの客観性について</u> （産業経済局雇用政策課）</p> <p>令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントは中止となり、代わりに、主に就職活動を始める前の高校生及び大学生を対象に業務研究等のための冊子や動画等を委託業務により作成した。</p> <p>公募プロポーザル（企画競争入札）を実施したが、当事業の予定価格の見積もりを行った業者1社のみが入札となり、前年度イベント開催の委託業者に決定することになった。</p> <p>競争入札の利点であるコスト削減効果が発揮されているか不明である。</p> <p>また、審査においても、前年度のように市外部関係者の選定委員による審査と比べ、今回の事業の審査は市内部の選定委員が過半数を占めており、審査の客観性が低くなっている。</p> <p>そのため、以下のような対応を図るべきであったと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予定価格の見積もりを複数社で行う ➢ プロポーザルのスケジュールを見直す ➢ 審査を行う選定委員の外部関係者の割合を増やす <p>契約金額の検証を適切に行うため、市として入札におけるルールについて</p>	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と異なる形の事業実施となったが、令和3年度は対面型で実施した。令和4年度以降も対面型イベントで実施する。</p> <p>監査の意見を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度の予算の上限額の設定に際しては、見積りを複数社から徴取した。 ・ プロポーザルのスケジュールについては、令和2年度は公募開始から選定会までの期間が20日程しかなかったが、令和4年度は指名通知から選定会までの期間を45日間確保した。 ・ 選定員は外部関係者の割合は令和2年度の1/4から令和4年度は3/5に増やした。 <p>入札手続きについては、北九州市契約規則をはじめとする各種要領・通知を整備しており、契約部のホームページや研修等により周知・徹底している。</p> <p>令和3年3月に策定した「業務委託におけるプロポーザル方式実施要領」に従い、事務を行っていく。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>は、今一度検証し、整備することが望ましい。</p>	
<p>イ <u>事業の成果測定について</u> （産業経済局雇用政策課）</p> <p>動画や業界MAPを作成し、各高校及び大学に周知、冊子の配布を行っているが、その内容についての意見収集を令和2年度が終了した後も行われていない。</p> <p>市に理由を質問したところ、中長期的な活用が可能であり、その効果は一定期間経過後に行うべきであるため、令和3年度以降で行う予定とのことであった。</p> <p>動画制作や業界MAPの作成は当事業において新たな試みであったことを踏まえると、効果がどの程度あったか、改善すべき点や今後の事業に活用できる点はないか、実施直後に確認することは有用であると考えられる。</p> <p>そのため、実施した事業の効果測定は速やかに行い、今後の事業にどのように活用していくか早急に検討されることが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年4月に、冊子を配布した学校を対象に動画や冊子についてのアンケート調査を実施した。</p> <p>調査結果を踏まえ、情報提供内容や広報・PR方法等、今後の地元就職促進事業の展開への活用を検討する。</p>

(7) 市内企業の採用力強化支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>事業の効果について</u> （産業経済局雇用政策課）</p> <p>未内定者向けの相談会を開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相談者数が少なかった。相談会の開催については、ホームページや新聞広告等により告知を行っているとのことである。</p> <p>また、相談会時においては、相談者からアンケート等を行っていない。</p> <p>現状においては、相談者がどの媒体を見て相談したのか明らかではないと共に、未内定者及び企業にとってどれほどの効果があったのかを検証することが難しい。</p> <p>今後においては、相談者からのアンケート結果を参考にすることによって、より効果的な事業内容及び告知方法を検討することが望まれる。</p>	<p>令和4年度からは、新卒を含む若者の就職を支援する若者ワークプラザの相談者に、相談者のニーズをヒアリングするとともに、相談後のフォローを行うことにより、事業効果を把握し、事業内容や広報等に活用する。</p>

(8) 外国人材就業サポートセンター運営事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>学校法人北九州Y M C A 学園への業務委託について</u> （産業経済局雇用政策課）</p> <p>学校法人北九州Y M C A 学園に対して、留学生の就職支援等に関する業務を委託している。</p> <p>他方、学校法人北九州Y M C A 学園のホームページを閲覧したところ、Y M C A キャリアサポートセンターという組織体を設けて、外国人留学生の就職支援や職業紹介等の事業を行っている。</p> <p>市が学校法人北九州Y M C A 学園に業務委託を行っている内容と、学校法人北九州Y M C A 学園が独自に行っている事業内容について、一部重複しているように見受けられ、利益相反が生じている可能性がある。</p> <p>そのため、学校法人北九州Y M C A 学園に対して、業務をどのように区分しているのかについて報告を求める、もしくは業務を区分している旨の誓約書を提出してもらおうといった対応が望まれる。もし問題が解消されないようであれば、委託先の変更や委託条件の変更について検討すべきである。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、本市と学校法人北九州Y M C A 学園の協議の上、受託事務と独自業務を区分している旨の誓約書を作成した。</p> <p>令和4年4月1日、学校法人Y M C A 学園福山理事長が誓約書へ押印し、市に提出された。</p>

(9) 安心して働ける労働環境づくり事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>予定価格の算定及び随意契約について</u> (産業経済局雇用政策課)</p> <p>予定価格の算定及び随意契約に際して、(少なくとも過去2年間においては)同じ業者から見積書を入手していた。</p> <p>業者にとって予定価格を推測しやすくなるとともに、競争原理が働きにくい側面があると言える。</p> <p>そのため、今後においては、以下のような対応を図ることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none">・見積書を入手する業者を定期的に入れ替える。・予定価格の算定に当たって、業者からの見積書を参考にするのではなく、前年の業務委託料等を参考にする。	<p>監査の意見を踏まえ、令和3年度より見積書を入手する業者を定期的に入れ替えるとともに予定価格の算定は、業者からの見積書をそのまま参考にするのではなく、前年の業務委託料等を参考にして作成している。</p>

(10) 産業振興一般事務

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>ロゴマークやブランディングについて</u> （産業経済局スタートアップ推進課）</p> <p>スタートアップ支援に係る新たなロゴマークを作成した後、市は「New U」というブランドコンセプト及びロゴマークを発表して、大々的にPRしている状況である。また、市のホームページを閲覧したところ、スタートアップ支援に関する別のロゴマークも見受けられた。</p> <p>市のブランディングやロゴマークについては、市の知名度向上やイメージアップ等につながるため、非常に重要であると考えられる。上述のロゴマークを例にとってみたところ、個別の施策毎に、部局単位で検討されているように見受けられ、浸透を図るのが難しい状況である。</p> <p>今後においては、ブランディングやロゴマーク等について、市全体で取りまとめて戦略を立てて実行することにより、より大きな効果が得られると考える。</p>	<p>「スタートアップの街北九州」ロゴマークは平成27年の「北九州スタートアップネットワークの会」設立に合わせ、街全体で起業を応援する機運醸成のため作成したものである。</p> <p>また、「北九州SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム」ロゴマークは、本市が令和2年7月に内閣府の「スタートアップエコシステム推進拠点都市」に選定されたことから、積極的な広報・PRに向けて作成したものである。</p> <p>一方、本市の地方創生のための新たな都市ブランドである「New U」に関しては、若者をターゲットに、ブランドのコンセプトである「あたらしいことを、はじめやすい都市」をPRするため令和3年度に作成されたものである。</p> <p>「New U」とスタートアップ施策は親和性が高いと考えており、ロゴマークの運用について、連携可能性が高い場面ではロゴを併記するなど相乗効果を意識した活用に努めている。</p>

(11) ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>交付申請の書類について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>助成金の申請に当たり、様々な書類を添付する必要がある。</p> <p>必要書類が多岐にわたっているため、書類の量が膨大となっており、事務手続が煩雑になっている。特に「直近の決算関係書類」は入手されているのみで有効に活用されていない状況である。</p> <p>したがって、必要と認める書類について再検討し、活用されない資料については必要書類から削除し、事務処理を簡素化する等の対応が望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、助成金の申請で必要と認める書類について再検討を行った結果、令和4年度から「直近の決算関係書類」を必要書類から削除し、事務手続きの簡素化を図った。</p>
<p>イ <u>助成金の交付方法について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>ものづくり中小企業女性等職場環境改善支援助成金の令和2年度の予算額3,000千円に対して、決算額は2,500千円であった。</p> <p>決算額が予算額に達していない理由は、1団体が辞退したためである。</p> <p>当初、助成対象者として助成金を交付していた団体の事業について、その後の調査で、設備の設置場所が市内ではなかったことが判明し、交付要件を満たしていないことが発覚したことによる。</p> <p>助成金交付申請書に添付される書類に、設備を設置する建物の場所を明記</p>	<p>令和3年度から、交付申請書受付前に設備設置場所の現地確認を実施するとともに、助成金交付申請書に設備設置場所の住所を記載する項目を設け、交付決定において市内設置の要件を満たしているか審査している。また、実績報告書提出の際、施工場所の現地確認を行うこととしており、再発防止策は既に措置済である。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>する箇所が無かったため、要件を満たしているか明らかでなかった。</p> <p>したがって、防止策として、設備を設置する建物の場所を明記した書類の添付を義務付け、助成金の交付の可否について事前確認を徹底することが望ましい。</p>	

(12) 中小企業人材確保支援助成金

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>助成金の交付による効果の測定方法について</u> （産業経済局中小企業振興課） 若年者や女性等の人材確保に苦慮している市内中小企業の支援及び地方創生の重要なテーマの一つである地元就職の促進につなげるため、市内中小企業団体が人材確保のための事業を行なった際に支出した経費の一部を助成しているが、効果の測定がなされていない。</p> <p>なお令和2年度は、3団体に対して助成金114千円が交付されている。</p> <p>助成金の交付がどの程度市内中小企業の振興や地元就職の促進に寄与しているかについて検討を実施し、最大の効果が発揮できるような助成金の交付方法を検討することが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年6月に採択団体への成果調査を実施し、事業効果を検証することとした。</p>

(13) ビジネスチャンス拡大支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>巡回指導・マッチングコーディネート事業について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>専門員を1名配置し、企業ニーズの掘り起こしや営業先・外注先のマッチング、各種支援サービス情報の提供により市内中小企業の新規事業展開や販路開拓の支援を行なっている。</p> <p>令和2年度では、企業訪問数：182件、マッチング件数：11件のうち、企業間取引の成約まで至ったものは1件（金額ベースではほぼゼロ）のみであった。</p> <p>新型コロナウイルス感染症による影響も大きかったと考えられるが、令和2年度の成約件数が1件であったことを鑑みると、今後の事業の在り方、目標の設定や方針について再度検討を行うことが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年度から、「福岡県中小企業振興センター」が実施する発注企業と受注企業との「マッチング商談会」を活用して、新たな企業とのネットワーク構築を図ることとした。また、本市が実施した「中小企業実態調査」の結果も踏まえて、企業ニーズの掘り起こしを行い、マッチング成約件数の増加を図ることとした。</p>
<p>イ <u>北九州発！新商品創出事業について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>令和2年度では、15の新商品について市が認定・広報支援を行い、さらに認定新商品の中に購入希望する商品があれば一部を随意契約で市が購入している。</p> <p>また、市が認定・広報支援を行った新商品について、各企業より新商品の販売状況等について報告を受けている</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年度から、当該新商品の販売状況について、市が購入した数量だけでなく、企業が販売した全数量の報告を受けることとした。</p> <p>この報告を基に、当事業が企業の販路拡大にどの程度寄与しているか検討することとした。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>が、市の認定がどの程度商品の受注や販売拡大に寄与しているかの検討がなされていない。</p> <p>販売実績や事業計画のモニタリングを実施することで、市の認定・広報支援が各企業の今後の販売見込み等の策定にどの程度考慮されているか、また販路拡大にどの程度寄与しているかについて把握・分析し、市の認定・広報支援の在り方について検討することが望ましい。</p>	
<p>ウ <u>予定価格の算定について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>認定商品PRパンフレットの作成を発注する際に、株式会社Aから入手した参考見積書及び過去の実績を勘案し、予定価格を算定した。</p> <p>その後、見積り合わせを実施し、株式会社Aを含めた3社から見積書を入力した結果、参考見積りを入手した株式会社Aに発注することになった。</p> <p>また、株式会社Aは、見積り合わせ時には、参考見積書よりも低い価格を提示している。</p> <p>このような状況においては、参考見積書の意義は乏しく、予定価格の算定根拠としては適切ではないと言える。</p> <p>したがって、予定価格算定に当たっては、参考見積書を入力する方法ではなく、過去の実績等を勘案し適切に予定価格を算定するといった方法が望ま</p>	<p>令和2年度の予定価格については、市の「業務委託に関する手引き」の「業者見積を参考とする場合」に基き、1社から入手した参考見積をそのまま予定価格とすることなく、過去の実績や類似業務も参考にしながら設定したものであるが、監査の意見を踏まえ、令和4年度から、予定価格を算定する際の参考見積書は、複数の企業から入手することとした。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>しく、参考見積書入手する方法によ るとしても複数の企業から見積書入 手することが望ましい。</p>	

(14) 中小企業融資制度

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>新成長戦略みらい資金融資について</u> （産業経済局中小企業振興課） 中小企業・小規模企業の新たな事業展開を支援する目的で600,000千円の事業費を予算計上したが、令和2年度の融資金額は10,000千円（1件）のみであった。 令和2年のみならず、過去の融資実績を見ても、当該事業が積極的に利用されていないと言える。融資の対象となる中小企業は、他の融資制度を利用しているのではないかとのことであり、当該事業が企業ニーズに沿った事業とは言い難い。 したがって、市がこの事業を行うことによる経済的効果は乏しいと言えることから、他の制度との一元化等、今後の事業の在り方について再度検討を行うことが望ましい。</p>	<p>ご指摘もあり、効率化を図るため令和3年度に中小企業融資事業へ一元化している。 現在は融資条件に優位性があるコロナ関連融資の制度利用をするケースが多いと推定される。これは、コロナ禍における中小企業支援のための一時的な制度であって、恒常的なものではない。この為、当該事業（融資制度）を存続させているものである。 したがって、中小企業事業融資事業への集約はしたが、アフターコロナにおいて本制度の利用がなされるよう、継続して周知等を行っていく。 なお、名称についても「新成長戦略みらい資金融資」から「まち・ひと・しごと創生総合戦略資金」へと変更している。</p>
<p>イ <u>融資先のリスク管理について</u> （産業経済局中小企業振興課） 本制度は市、信用保証協会及び取扱指定金融機関、北九州商工会議所の連携のもとで運営されている。 市は事後的に信用保証協会に対する調査を行うことで融資先の状況を一部把握しているものの、損失の発生は信用保証協会から送付される損失補償に</p>	<p>市でも事後でしか融資先のリスクを管理出来ない事については課題であると捉えている。 しかしながら、長年、全国的に同様の制度設計で運営されており、また、金融機関によりリスク管理の手法・基準が異なることや守秘義務が課されて</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>係る請求書によってのみ把握することになる。</p> <p>市が融資先のリスクの一部を負担していることに鑑みると、市でも事前に融資先のリスクを管理できる体制を構築し、適切な予算枠の確保や損失補償額の最小化を目指すといった検討を行うことが望ましい。</p> <p>一方で、そもそも市が保証協会の損失を補償する事業を行う必要があるのかという問題がある。市が当該事業を行う目的は、信用保証協会の代位弁済により発生する損失の一部を補償することで、市内中小企業者の円滑な資金供給に寄与することであるが、この方法によると、先に述べたように、金融機関や保証協会のモラルハザードが生じやすいと考えられる。また、金融機関にとっては融資先中小企業の経営改善に積極的に関与するといった誘因も働きにくいため当該事業の効果を見えにくくしている。</p> <p>以上を勘案すると、当該事業の必要性を再検討するとともに、制度設計の見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>いる事もあり、現実的には難しい面もある。</p> <p>仮にリスク情報を得られた場合でも、債権者に対し直接的な権限もノウハウもない市が金融機関の融資審査や回収等に関与するのは困難である。</p> <p>また、制度上、融資のプロセスにおいて金融機関及び保証協会による十分な与信判断がなされているはずである。</p> <p>以上により、その時々での社会経済状況に応じた支援制度を適切に運営する事で、損失補償額を適正化していく事が求められていると考える。</p> <p>また、損失補償事業自体の必要性についてもご意見をいただいている。</p> <p>資金供給の円滑化が主な目的であり、特に近年のコロナ禍にあっては、資力の弱い中小企業者の信用補完において十分に寄与しているものと考えている。</p> <p>ご指摘のとおり、金融機関のモラルハザードを招く可能性や、経営改善への積極的な関与を阻害する側面も考えられるため、関係各機関とも意見交換を重ね、全国的な傾向も見据えつつ、制度改善の研究を行いたい。</p>

(15) 事業承継・M&A促進化事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>運営委託業務を行う事業者の選定基準について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>運営業務を委託する事業者を選定するため、プロポーザル方式による公募のうえ審査委員会を開催して選定しており、平成29年度から令和2年度まで継続して「事業承継研究会」が事業者として選定されている。また、平成30年度以降、提案者は1社のみであったが、提案者が1名の場合において、具体的な選定基準は設けられていない。</p> <p>提案者が1名、かつ、過年度より継続して業務を実施している提案者において具体的な数値基準が設けられていない場合には、具体的な選定過程が曖昧になる恐れがある。</p> <p>具体的な数値基準を設けることにより、当年度の採点に加えて、同一の応募者に対しても過年度の採点との比較検証を行うことで過年度からの事業の成長を測定する、といった方法を行うことも可能となる。したがって、明確な判断を行うための数値基準を設けることが望ましい。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和3年度からは、プロポーザル方式による公募において提案者が1名のみであった場合は、新たに設けた具体的な数値基準により事業者を選定している。</p>
<p>イ <u>運営委託業務の有効性について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>令和2年度において助成金の対象となる承継計画策定を行った実績は1社</p>	<p>本事業においては、企業経営者の関心レベルや事業承継に向けた取り組み状</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>あったが、運営委託業務による「啓発セミナー」及び「専門家による相談」を経たものではない。</p> <p>各活動が結びついていない要因を把握するにあたり、委託業務の評価を参加者数や実施回数といった数値で行うのみならず、「ターゲットとなる企業への周知方法が妥当であるか」「セミナー→相談→計画作成、といった各フェーズへの連動性が高められているか」といった事業の有効性を高める視点が必要と考える。</p>	<p>況に応じて、どのフェーズからでも企業支援できるよう施策を行っており、助成金の対象となる承継計画策定の前に、「啓発セミナー」、「専門家による相談」を受けることを条件としていない。</p> <p>しかし、令和3年度において助成金の対象となる承継計画策定を行った5件のうち、「専門家による相談」→「計画作成」とフェーズが連動した案件は1件にとどまっているため、監査の意見を踏まえ、令和4年度からは、委託業務の評価に、各フェーズへの連動性が高められているか、といった視点も加え、事業の有効性を高めていくこととした。</p>
<p>ウ <u>セミナーの周知方法について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>「啓発セミナー」や「専門家による相談」の周知の方法は、商工会議所を通じたチラシの配布や市等のホームページによる公表と限定的なものとなっている。</p> <p>啓発セミナーは中小企業に対して事業承継について示す重要な機会であり、ターゲット層に対して広く周知することが必要となる。</p> <p>したがって、中小企業における日常での関わりが多く、かつ、事業承継にも関わりが多くなることが想定される法律及び会計の専門家（弁護士、税理</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和3年度からは、商工会議所を通じたチラシの配布や市等のホームページによる公表に加えて、「市政ラジオ」、「市政だより」、「フリーペーパー」の活用、「福岡県事業承継・引継ぎ支援センター」や士業専門家とのネットワークがある団体を通じた周知を行っている。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>士、司法書士等）が所属する各士業団体を通じての周知を依頼するといった周知方法のさらなる開拓が必要であると考えられる。</p>	
<p>エ <u>運営委託業務の在り方について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>当該事業における「承継計画等の策定」については、平成29年度から事業を開始しているが、令和2年度は1件のみであった。</p> <p>潜在ニーズの掘り起こしから具体的な成果の創出までをトータルでサポートする事業としての性質を鑑みると、委託業務に係る改善が必要であると考ええる。</p> <p>具体的には、周知方法の見直しや予算増額等を検討することにより、当該事業をより有効なものにすることが望まれる。</p>	<p>令和2年度の助成金交付が1件のみであったことについては、コロナ禍による経済活動の低下が主原因であると捉えており、令和3年度の助成金交付は5件となり回復傾向にある。なお、令和3年度からは、企業が本事業を利用しやすいように、助成金申請後であれば交付決定前でも対象事業に着手できるようにしており、申請件数の増加を図っている。</p>

(16) 中小企業支援センター特定支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>メールマガジン及びホームページにおける評価指標について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>中小企業支援センターでは、メールマガジンを定期的（概ね週に1回）に発行しているが、当該メールマガジンの実績を測る指標は、配信先件数となっている。</p> <p>そのため、メールマガジンにおいて設定された各項目からホームページへのアクセス状況の推移件数といった情報が把握されていない。</p> <p>また、中小企業支援センターのホームページにおいても支援施策やお知らせ、関連サイト等を集約してPRしているが、ホームページの実績を測る指標は、全体としてのアクセス件数となっており、各ページへのアクセス件数といった情報が把握されていない。</p> <p>今後においては、項目別アクセス数のように情報を利用する中小企業者を意識した指標を設定するとともに、得られたデータを施策の有用性を高めるための情報として利用することが望ましい。</p>	<p>メールマガジンは、市内中小企業者向けの支援メニューやイベントなどをタイムリーに情報発信するツールであるため、「より多くの中小企業者」にSNSの優位性である「迅速に情報を提供する」ことが大切であると考え、これまでは登録者数の増加件数を重視してきた。</p> <p>そのため、メールマガジン経由の各項目へのアクセス件数等については、特に情報把握を行っていなかったが、施策の有用性向上の意味からも、令和4年10月から、中小企業支援センターホームページの各ページへのアクセス件数等の情報把握も進めていく。</p>
<p>イ <u>「中小企業施策活用ガイドブック」における評価指標について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>「中小企業施策活用ガイドブック」は、市内の中小企業が利用可能な行政</p>	<p>「中小企業施策活用ガイドブック」は、配布先において、市内の中小企業</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>（国及び県を含む。）等の支援施策をまとめた冊子である。毎年４月に発行しており、北九州市中小企業支援センター、市役所広聴課、各区役所総務企画課、北九州商工会議所の本所・各サービスセンター等で、無料で配布している。</p> <p>当該ガイドブックの実績を測る指標は、発行部数となっている。</p> <p>市役所や商工会議所等へ配布した後の利用実績について把握することができず、実際にどの程度の市内の中小企業者に周知されているのか明らかではない。</p> <p>今後においては、効果的な周知にするため、一次的な配布を行った場所におけるさらなる配布状況を把握することにより配布経路の有効性を検証するとともに、新たな配布経路の開拓を検討するといった対応が望まれる。</p>	<p>者に適宜配布してもらえよう毎年度、配布数を考慮しながら発出している。</p> <p>同ガイドブックは市内中小企業に係る各種の支援施策を網羅したものであり、各区役所や出張所、広聴課などで気軽に入手できる環境を整備しているほか、公的支援機関、商工会議所や企業団体、金融機関など、多様な企業ニーズに対応する機関等を通じ配布を行っている。</p> <p>従前から、これらの機関等とは頻繁に情報交換を行っており、ガイドブックの周知・活用・配布を求め、適宜、追加配布や削減の要望に対応している。</p> <p>これらの取組みを通じ、ガイドブックの活用状況や配布経路の有効性の検証を行っているほか、企業や団体訪問の際等に職員が持参し配布することで、新たな配布先を開拓している。</p> <p>ご指摘のように、これからも情報を必要としている中小企業者に施策情報が確実に届くよう、引き続き、配布経路、配布状況を把握、見直ししながら効果的な周知に取り組む。</p>

(17) 起業家支援工場管理運営事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>入居者への効果的な支援について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>起業家支援工場管理運営事業において、工場の使用契約は1年単位（原則、最大4回更新可能）で、市は入居者に対し更新ごとに直近の決算書等の提出を求めている。しかし現状、当該資料は利用されておらず、また、入居者に対する育成支援等を行われていない状況である。</p> <p>決算書等で毎年企業の状況を適切に把握し、企業が成長できるよう適切なアドバイスをするなど、市全体として効果的な支援を検討することができる体制を構築することが望ましい。</p>	<p>入居者名については公益財団法人北九州産業学術推進機構中小企業支援センターと情報を共有しており、センターが入居者を定期訪問し、財務面を含めた総合的な支援を実施している。一方、市としても、中小企業支援センターと連携しながら、法人の決算書等の取扱いに十分留意しつつ、企業の成長をサポートしていく。</p>

(18) 中小企業DX促進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>個別相談会の成果の把握について</u> （産業経済局中小企業振興課）</p> <p>個別相談会については、月次で実施状況報告書が作成され、市へ提出されている。当該報告書においては、議事録形式で協議事項の報告がなされているものの、個別相談会を経た結果、各社でどのようなDX促進がなされたかの評価が行われていない状況である。</p> <p>各社のDX事例を収集し、次年度以降の事業へ反映するとともに、個別相談において国や自治体の補助金等の案内も併せて行うことが望ましい。</p>	<p>DXの性質上、支援企業において短期間での成果創出のハードルは高いが、各社で効果的であった事例について収集し、次年度以降の事業に反映することとしている。また、本市の補助金等の案内については、各社への個別相談時に、中小企業支援ガイドブックを用いて案内を行っているが、今後も引き続き、最新の補助金等の案内を行うこととしている。</p>

(19) 宿泊施設等改修支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>補助対象財産の処分等について</u> （産業経済局観光課）</p> <p>令和2年度において、北九州市宿泊施設等改修事業補助金（用途：温水洗浄便座の設置、トイレの洋式化等）を交付したが、その後、当該事業者が事業拠点の移転をホームページで公表している。</p> <p>本事例に限らず、耐用年数の経過前に、補助対象財産を利用しなくなる、あるいは処分することも起こり得ると考えられる。</p> <p>そのような場合に備えて、事業者からの報告や補助金の返還をどうするかについて整理して、要綱に明記することが望まれる。</p>	<p>本事例については、当該補助金での設置物も移転先の建物に移設しており、営業再開後も継続して使用されていることを確認した。</p> <p>これに限らず耐用年数経過前に財産の処分が行われる場合については、北九州市補助金等交付規則第22条、23条及び「北九州市宿泊施設等改修事業補助金」交付要綱第15条に基づき適切に処理をされているが、利用の中止については、監査の意見を踏まえ、令和4年度の事業実施時に要綱改正を行う。</p>

(20) 門司港レトロ観光推進事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>市の負担金について</u> （産業経済局門司港レトロ課）</p> <p>市は門司港レトロ観光推進事業において、負担金を支出している。これらの負担金については、市の職員が団体の構成員であるため、北九州市補助金等交付規則の適用を受けない支出金に指定されている。そのため、補助金等交付規則に定める交付申請や実績報告等の義務がない。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予算の一部を執行できなかったため、門司港レトロ倶楽部においては繰越資金が増加し、関門海峡観光推進協議会では執行内容を変更している。</p> <p>本事業においては、各団体における繰越金の精算に関する定めや市の負担金額の見直しに関する定め等は見受けられなかった。</p> <p>このような状況においては、負担金支出の固定化につながり、市が支出した負担金が効果的に活用されない恐れがある。</p> <p>今後においては、中長期的な方向性を定め、繰越金の精算に関する定めや負担金額の見直しに関する定めを設けて、每期における負担金額の妥当性等を検証することが望まれる。</p>	<p>門司港レトロ倶楽部は、市の負担金だけでなく、協賛金、各団体負担金等を合わせて運営されており、例年、市の負担金額を超えた支出がある。関門海峡観光推進協議会は、近年の執行状況を鑑み、令和3年度より負担金額を減額した。</p> <p>両団体では、総会及び定期的に開催される会議のなかで、効果的な事業の実施、支出の妥当性を常に確認し、自発的な対応を行っている。</p> <p>本市としては今回の意見を踏まえ、両団体が開催する会議において、事業内容及び支出の透明性を確認するとともに、会則、規約の中で、単年度の事業計画のみならず中長期的な定めを設けるよう提案する。また、精算及び負担金額の見直し等に関する定めも併せて設けるよう求めていく。</p>

(21) 商店街活性化支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>補助金の交付事業者の継続的な状況調査について</u> （産業経済局商業・サービス産業政策課）</p> <p>補助金の交付事業者の決定は「空き店舗補助制度運用規程」に定められた手続きによっており、補助金の申請者が提出する事業計画書に基づいて、書類審査及び面接審査を行っている。</p> <p>補助金の交付事業者については、補助金を交付した後も、商業・サービス産業政策課が継続的に状況を調査しているものの、補助事業の継続状況や、事後的に発生した問題等の定性的な情報をまとめた資料は作成していない。</p> <p>当該事業目的を考慮すれば、補助金を交付したことによって、商店街及び小売市場の活性化を促進しているかを事後的に評価することが必要と考える。</p> <p>補助対象者の状況を継続的に調査し、事業の継続状況や事後的に発生した問題等の情報を蓄積することで、審査の定性的な判断を事後的に評価するとともに、今後の定性的な判断の基礎資料とすることが望ましい。</p>	<p>補助金交付事業者については、毎年「商店街空き店舗調査」や当課の各地区担当者による現地訪問等により、事業の継続状況を把握している。</p> <p>事後的に発生した問題等については、継続状況を把握する際、聞き取りにより判明したり相談を受けることもあるが、専門性が高い内容については、事業者向け相談窓口を紹介するなどの対応を行っている。</p> <p>今後は、監査の意見を踏まえ、引き続き状況把握に努めるとともに、その情報が定性的な判断の基礎資料となるよう活用する。</p>

(22) 街なか商業魅力向上事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>アンケート調査の統合について</u> （産業経済局商業・サービス産業政策課）</p> <p>小倉地区・黒崎地区での来街者アンケート調査業務を実施している。アンケート調査は商業・サービス産業政策課が単独で実施したものであるが、市の他の部課でも単独でアンケート調査を実施する可能性があるとのことである。</p> <p>。本件に限らず、今後においてアンケート調査を実施する場合、効率性の観点から、他の部局や課と情報共有し、共同で実施することが可能であれば共同でアンケート調査を実施することが望ましい。</p>	<p>来街者アンケートについては、小倉・黒崎の両地区について、令和2年度で調査業務を終了し、令和3年度より、他局が実施する歩行者通行量調査業務の結果を情報共有することとした。</p>

(23) 商店街満足度向上事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>事業目的と事業内容の関連性について</u></p> <p>（産業経済局商業・サービス産業政策課）</p> <p>令和2年度において、「キャッシュレス決済促進業務」、「商業甲子園開催業務」及び「オリンピック・パラリンピック外国人歓迎業務」の予算を計上していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により未執行であった。</p> <p>令和3年度は、「キャッシュレス決済促進業務」と「オリンピック・パラリンピック外国人歓迎業務」を廃止し、「商業甲子園開催業務」のみを継続している。</p> <p>「商業甲子園開催業務」は次世代の育成としての事業価値があると考えられるものの、外国人の回遊を促し、滞在時間の伸長を図るとする事業目的との関連性が低い。</p> <p>今後において、予算執行の有効性・効率性の観点から、事業目的と関連性の高い事業内容とすることが望まれる。</p>	<p>「商店街満足度向上事業」については、令和3年度で廃止し、「商業甲子園開催業務」は令和4年度より事業目的との関連性が高い他事業へ組み込むこととした。</p>

(24) 商業人材育成事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>事業目的の評価について</u> （産業経済局商業・サービス産業政策課）</p> <p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、「実践あきない塾」及び「次世代育成事業」は開催できず、代わりに「繁盛店づくり」実例集の制作を行った。</p> <p>「実践あきない塾」や「次世代育成事業」が、今後の市の地域経済活性化に資する人材の育成を図ることに貢献しているかを事後的に評価する必要があると考えられるが、評価の指標が設定されていない。事業目的を評価する指標を定め、市での地域経済活性化に資する人材の育成を図ることに貢献しているかを評価することが望ましい。</p>	<p>「次世代育成事業」は事業終了したが、今後、同様な事業があった際は、監査の意見を踏まえ、適切に対応する。</p> <p>「実践あきない塾」は令和4年度より売上高の上昇率など、事業を評価する指標を設定し、評価を行う。</p>

(25) 民間イベント支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>助成金の効果測定について</u> （産業経済局MICE推進課）</p> <p>市独自において、参加者・来場者や経済効果等を目標として設定し、効果測定を行っていない。</p> <p>助成金を交付する以上、その助成金が有効に活用されているかという観点から、一定の水準以上の効果があったか検証することが望ましい。</p> <p>そのうえで、以下のような観点も踏まえて、助成金交付の可否を検討することが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 目的・効果に、客観的合理性はあるか。 ➢ 長期間にわたり惰性化し、既得権化しているものはないか。 ➢ 毎年漫然と助成金等の交付を受けており、効果を挙げる努力や自己財源の徴収等の努力を怠っているものはないか。 ➢ 民間の自立、自助、受益の負担の関係は明確にされているか。 	<p>助成金対象であるにぎわいづくり懇話会が行う「イベント認定事業等」は市が事務局としてかかわり、認定件数、事業内容、来場者数等により評価を行っていた。</p> <p>今回の監査の意見を踏まえ、令和4年度から目標の設定や効果について、より客観的に評価できるよう工夫することとした。</p>

(26) 産業見本市開催事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>負担金の効果測定について</u> （産業経済局MICE推進課）</p> <p>産業見本市に関する事務手続等は、実行委員会事務局である観光コンベンション協会が行っており、市は実行委員会の一員として、事業報告、決算報告を受け、個別に確認し、効果測定は行っているとのことであるが、具体的な判断基準や評価結果等をまとめた資料はなかった。</p> <p>負担金を支給する以上、その負担金が有効に活用されているかという観点から、具体的な判断基準をあらかじめ設定し、一定の水準以上の効果があったか検証した結果を残すことが望ましい。</p> <p>そのうえで、環境の変化や市民ニーズの変化等を踏まえて、市として負担金を支出する必要性の有無について検討することが望まれる。</p>	<p>これまでは市が実行委員会の一員として事業報告、決算報告を受け、見本市出展社数や来場者数、また「商談成立件数」「商談成約金額」「新規営業先開拓件数」などを過去の開催実績と比較するなどし市負担金が有効に活用されているかどうかを定性的に測定していたが、監査の意見を踏まえ、数値目標に対する達成率や過去開催実績との比較など具体的な判断基準をあらかじめ設定し、負担金を支出する必要性の有無を客観的かつ定量的指標により評価するよう令和4年度開催分から対応することとした。</p>

(27) 企業立地促進資金融資事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>融資実績について</u> （産業経済局企業立地支援課）</p> <p>直近の融資実績が平成25年9月であり、それ以降利用されていない。また、令和3年3月31日時点での融資残高は0円である。</p> <p>平成25年9月以降利用されていないことを鑑みると、当該事業は企業ニーズに沿った事業とは言い難い状況となっている。したがって、市がこの事業を行うことによる経済的効果は乏しいと評価でき、他の制度との一元化等、今後の事業の在り方について再度検討を行うことが望ましい。</p>	<p>近年は、民間の金融機関の貸出金利が低く、当制度の利用実績はないが、社会情勢の変化により金利変動があった場合などに備えるため、今後も事業を継続していく。</p>

(28) 本社機能等移転促進補助金事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>補助金の交付要件の確認書類について</u> （産業経済局企業立地支援課）</p> <p>補助金の交付要件や交付額は大企業と中小企業で異なっているが、確認書類に大企業と中小企業を判定する資料が具備されておらず、企業のホームページ等で中小企業の定義に当てはめ確認しているとのことである。</p> <p>交付の可否や交付額を確認するにあたり、大企業か中小企業かについては重要な項目となる。そのため、事務上の誤りを防止する観点からも、大企業か中小企業かを判定するための資料を具備することが望ましい。</p>	<p>令和3年10月に補助金交付申請時の提出書類に大企業又は中小企業のいずれに該当するかを確認して記入する項目を設け、記入内容を確認できる資料の提出も求めることとした。</p>
<p>イ <u>雇用目標について</u> （産業経済局企業立地支援課）</p> <p>企業誘致による新規雇用創出数を累計4,000人（令和2～6年度）としている。</p> <p>これまで市は、ものづくりの町として製造業の誘致や雇用を重視して施策を実施してきたが、新規雇用創出数の大部分が情報通信業であるという結果になっている。</p> <p>近年における環境の変化（グローバル・ボーダレス化、AI等の技術革新、新型コロナウイルスの影響及び脱炭素など）を捉えたうえで、市が重点的に誘致すべき産業を絞り込むなど、経</p>	<p>本市の産業構造や今後の社会情勢等を踏まえ、重点的に誘致すべき産業を絞り込むなど、戦略的に企業誘致に取り組む。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>済波及効果の大きい製造業の誘致戦略を再構築することが望ましい。</p>	
<p>ウ <u>本社機能等移転促進補助金の交付について</u> （産業経済局企業立地支援課）</p> <p>本社機能等移転促進補助金は、主に大企業により利用されており、中小企業の利用実績は直近3年間で1社に留まっている。</p> <p>中小企業は一般的に資金難であることが多く、本社機能に移転させることを検討しても、実行に移すことまでいかないケースが多いと推測される。地方創生への取り組みを今後も積極的に継続していくために、また、補助金の果たす役割を最大限に発揮させるという観点からも、広く中小企業が利用できるような補助金制度を構築していくことが望ましい。</p>	<p>本社機能等移転促進補助金は、首都圏等からの総務部門や企画部門などの本社機能移転による雇用創出を目的としており、本社機能部門のみを切り出すのが難しい中小企業は対象となりづらい。</p> <p>本社機能等移転補助金は補助制度のうちの1つであり、中小企業は大企業に比べて投資額や雇用の要件を緩和しているほか、企業立地促進補助金等、補助制度全般として中小企業がより利用しやすいように補助要件を設けている。これらの補助制度を活用しながら企業誘致を推進していく。</p>

(29) 自動車産業取引拡大支援事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>リモート会議等の効率的な運営について</u> （産業経済局企業立地支援課） 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「コロナ禍における企業経営及び支援策に係る意見交換会」をリモートで開催するため業務委託（529千円）を行った。</p> <p>当事業では初めての対応であったとしても、最初の緊急事態宣言が発令された令和2年4月から相当程度時間は経過しているため、市の内部で蓄積されたリモート会議の経験や資材等を活用することで効率的な業務運営が可能であったと考えられる。</p> <p>そのため、各業務内容の仕様書作成段階において、必要に応じて市内部での連携を強化し、コスト削減に努めることが望ましい。</p>	<p>令和3年度から、他部署等の事例を活用しながら、会議内容・参加者に応じた機材の最小限化・人員の簡素化等によりコスト削減に努めており、効率的な業務運営を実施している。</p>

(30) ロボットテクノロジーを活用したものづくり力強化事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア 「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」について （産業経済局次世代産業推進課）</p> <p>市は、市内企業の経営の安定化と競争力強化を図ることを目的として「北九州市産業用ロボット導入支援補助金」を設けている。</p> <p>市の補助金とは別に、国の補助金として「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」（以下、「ものづくり補助金」という。）がある。</p> <p>これらの補助金の公募要領を比較すると、「ものづくり補助金」の方が対象者や補助対象経費の範囲が広く、補助金額も大きいものとなっている。</p> <p>各事業者に対する補助対象や補助金額の大きさや市の財政に与える影響等を考慮すれば、「ものづくり補助金」を利用することが望ましいのは明らかであるため、「ものづくり補助金」の申請を支援する体制を充実させるとともに、当該補助金自体の存在意義や在り方について見直しすることが望ましい。</p>	<p>ロボットでの生産性向上を望む、多くの市内企業ニーズを満たすためには、採択率が5割程度にとどまる国のものづくり補助金だけでなく、本市独自の補助金が必要であると考えている。</p> <p>なお、当該補助金の効果をより高いものにするために、都度、改善を図っていきたい。</p>

(31) 学術研究都市留学生宿舍管理運営事業

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>契約期間満了後について</u> （産業経済局次世代産業推進課） 留学生宿舍の建物については、市が不動産中央情報センターから1部屋月40,000円、全200戸を月8,000,000円で賃借（20年間契約）している。他方、市と留学生が取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍賃貸借契約書」によれば、定期借家契約とは言えないため、留学生側が契約更新を望めば、契約期間が満了しても市が契約更新を拒否することは簡単にはできない。</p> <p>留学生に退去を強要できない場合がありうるにも関わらず、市が不動産中央情報センターと取り交わしている「北九州学術研究都市留学生宿舍〔特定目的借上公共賃貸住宅〕賃貸借契約書」第21条2項によれば、契約期間が満了した場合には、留学生の退去を完了させることが市の義務となっている状況である。</p> <p>つまり、市としては、本来、法的には確約できないはずのことを、本条で約束しているような状態であると言える。</p> <p>そのため、今後における留学生との契約内容を修正する（例えば、疑義のない形での定期借家契約に変更する）といった対応が必要であると考えます。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年3月から定期借家賃貸借契約に変更した。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>イ <u>契約内容について</u> （産業経済局次世代産業推進課）</p> <p>留学生宿舍の建物については、市が不動産中央情報センターから賃借している。その期間は20年間であり、更新しない旨も明記されている。</p> <p>期間が満了した際には契約を更新しないことを規定していることから、定期借家契約を意図しているものと推測される。しかしながら、定期借家契約が成立するための要件は厳格であり（借地借家法第38条2項）、また、現実に期間満了時に契約更新拒否をする際にも一定の手続が必要であり（借地借家法第38条4項）、現状の契約内容では定期借家契約書としては不完全のように見受けられる。</p> <p>そのため、定期借家契約を意図したものであるとすれば、その要件を充足する条項設定をしておくことが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、法制課に確認をしたところ、市と不動産中央情報センターの両者が契約書等で20年間の契約期間を認識しており、かつ原契約書の文書内容のままでも定期借家契約の要件が整っているとの判断であった。</p> <p>なお、現在の契約は令和6年度で終了するため、次回契約を行う場合は今回の意見内容を反映し契約を締結することとしたい。</p>

(32) 学術研究都市管理運営事業 (機器・設備更新)

監査の結果 (意見)	措置状況
<p>ア <u>中長期的な維持・管理計画の作成について</u> (産業経済局次世代産業推進課) 利用者への影響等を考慮して修繕・更新を行っているとのことであるが、施設全体としての中長期的な修繕・更新計画は作成されていない。</p> <p>関連する費用を最小化するため、大規模修繕による寿命の延長のみでなく、更新もあわせて中長期的な視点での維持・管理計画を作成することが望まれる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、令和4年3月に学術研究都市全体の建物及び設備の劣化状況を調査した。これを参考に、市が実施する大規模保全工事の中長期計画を令和5年度に策定する予定である。</p>

(33) F A I S が作成する決算報告書等の財務資料について

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>会計処理に係る会計区分の設定について</u> （公益財団法人北九州産業学術推進機構（F A I S））</p> <p>事業区分の名称や区分内容に関しては「会計規則」及び「会計規程」に定められていない。</p> <p>事業区分の根拠を明確にし、年度間での統一的な会計処理を担保するため、事業区分の名称及び区分内容を規程等に定めることが望ましい。</p> <p>なお、勘定科目に関する詳細な定めを「会計規程」で定められていることから、会計区分についても同様に同規程で定めることが考えられる。</p>	<p>監査の意見を踏まえ、事業区分の名称及び区分内容を令和4年4月、会計規則等に規定した。</p>
<p>イ <u>複数の会計区分に影響する収入、支出の按分について</u> （公益財団法人北九州産業学術推進機構（F A I S））</p> <p>F A I S の支出には、管理費等の複数の事業区分間に影響する可能性がある支出があるが、支出は支出部門で一括して計上しており、会計区分間で按分処理を行っているものはない。他方、収益についても、事業区分間で按分処理を行っているものはないとのことである。</p> <p>市の学術研究都市指定管理運営事業に係る指定管理料は、「学術研究都市充実振興事業」の収支計画に基づいて</p>	<p>監査の意見を踏まえ、事業収支に与える影響が軽微な事業以外、令和3年度より按分することとした。</p>

監査の結果（意見）	措置状況
<p>算定されるため、複数の事業収支に影響する収入、支出を適切に按分することは重要である。</p> <p>事業収支に影響する収入、支出については、面積や職員数といった合理的な按分基準に基づいて、事業区分間で按分することが望ましい。</p>	

(34) 北九州学術研究都市学術研究施設の管理運営に係る指定管理料

監査の結果（意見）	措置状況
<p>ア <u>中長期的な維持・管理計画の作成について</u> （公益財団法人北九州産業学術推進機構（FAIS））</p> <p>学研都市は、平成13年度の開設から約20年が経過し、FAISが運営費から支出する簡易な修繕費も増加している。</p> <p>今後において、FAISが運営費から支出する修繕費を最小限化するため、施設所有者である市が主体となって、中長期的な観点での維持・管理計画を作成することが望まれる。</p>	<p>市が、令和4年3月に学術研究都市全体の建物及び設備の劣化状況を調査し、これを参考に、市が大規模保全工事の中長期計画を令和5年度に策定する予定である。</p> <p>FAISは、作成される中長期計画を参考として、施設の維持・管理を実施していく。</p>

北九州市監査公表第22号

令和4年11月15日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
総務局
市議会事務局
教育委員会
- 3 監査の期間
令和3年11月5日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年7月29日（令和4年監査公表第12号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 総務局

監査の結果	措置状況
<p>ア その他事務</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理業務について</u></p> <p>(男女共同参画推進課)</p> <p>令和2年度の男女共同参画施設等（北九州市立男女共同参画センター、北九州市立東部及び西部勤労婦人センター）の指定管理事務についてみたところ、管理施設の改修及び修繕について、原則として市が執行すべき1件100万円以上のものを指定管理者が行っていたものがあった。</p> <p>男女共同参画施設等（北九州市立男女共同参画センター、北九州市立東部及び西部勤労婦人センター）の管理運営に関する基本協定書第15条によれば、管理施設の改修及び修繕について、市の見積りにより1件100万円以上のものは、市と指定管理者の協議により合意した場合を除き、市が実施するものとなっているが、協議した記録や決裁は作成されていなかった。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症流行に伴う施設の閉館により不用となった光熱水費等を改修及び修繕経費に流用しているが、これについての協議の記録や決裁は作成されていなかった。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点については、速やかに指定管理者に伝え、情報共有するとともに、今後の工事にかかる協議・合意・記録方法について、協議を行った。</p> <p>今後、市と指定管理者との協議記録や決裁に漏れが生じないように、決裁欄を設けた協議依頼書の様式を定めることとし、指定管理者へ同様式を使用して協議を行うことを令和4年5月30日に通知した。</p> <p>令和4年5月22日に業務マニュアルを変更し、変更内容周知のため、令和4年5月31日に課内研修を実施した。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和4年8月2日に実施した局内幹部会において、今回の指摘事項の内容を説明し、それを踏まえて各課の事務を見直すとともに適正に事務を遂行するよう指導した。</p>

(2) 市議会事務局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>契約事務について</u></p> <p>(総務課)</p> <p>市議会事務局総務課では、議会棟第6・7議員控室の登退庁盤が故障したため、更新のための設置工事及び電気設備工事を発注したが、他の議員控室の登退庁盤も故障したため、費用面を含めた抜本的な対策を検討した。その結果、タッチパネル方式での全面更新を行うこととなり、既に発注した設置工事と電気設備工事については契約変更により中止した。一方、当該工事では、電気部品の製作等が進行していたため、これらの部品については、今後、タッチパネルが故障した場合や会派が増えた場合の予備品として市議会事務局で保管することとした。</p> <p>この部品の納品に関して、別途、工事請負業者と特命随意契約により委託契約を締結していたが、工事契約の中止により生じた相手方の損害については、市契約規則に基づく協議により補償することが可能であり、単に部品の納品を目的とした委託契約であれば、特命随意契約とする理由はない。</p> <p>また、このような契約方法では、委託契約締結前に部品の製作に着手させていたことになることや、工事契約に係る収入印紙代等の諸経費を委託契約で負担することとなり不適切である。</p>	<p>指摘された点については、契約を行う場合、また、その内容に変更が生じた場合等において、法令・例規や事務処理要領等の確認を徹底するとともに、疑義が生じた際は契約や会計担当部署に確認を行ったうえで、適正な事務処理を行うよう周知徹底を行った。</p> <p>また、今後の再発防止策として、令和4年8月4日～8日に実施した事務改善会議において、事務局内全職員に情報共有するとともに、法令や例規をはじめとして市委託業務要綱などの遵守について、改めて周知徹底を図った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>市委託業務要綱では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの規定を適用して随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとしてされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	

(3) 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>備品購入手続きについて</u> (学校保健課)</p> <p>令和2年度の学校給食関係の備品購入について、発注日が同一で、一括して発注が可能と考えられるものを、納入場所ごとに分割して発注していた。給食の提供に支障が生じないように、学校から破損等の連絡を受けた都度発注したとのことであるが、その結果、1者からの見積書徴取で足りる随意契約となり、契約における競争性が確保されていなかった。</p> <p>市契約規則では、予定価格が少額な契約の場合は随意契約を認めており、さらに、予定価格が一定額以下の場合には1者から見積書を徴して契約できることとなっている。しかし、予定価格が規則等で定める金額の範囲内に収まるよう分割して契約することは、予算の適正な執行、また、経済的かつ効率的な執行の面からも適切でない。</p> <p>給食の提供に支障が生じないように在庫を確保する等の対応策を検討し、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点については、給食の提供に支障が生じないように、また、効率的な予算執行の観点から、以下の対策を実施した。</p> <p>1 これまで学校から食缶の更新要望連絡を受け、破損度合い等により都度必要性を判断し、発注していた運用を令和4年5月30日に見直し、過去の食缶調達実績を基に一定数の食缶を入札により調達する方針とした。</p> <p>また、一括調達に伴い、在庫管理表を作成し、食缶の在庫管理を行うとともに、その他備品更新に必要な予算を確保しながら、必要に応じて追加調達を行うこととした。</p> <p>さらに、在庫がなく緊急的に食缶の更新が必要な場合も、緊急対応の必要性が確認できるよう、食缶更新に関する学校からの更新要望について、管理簿の様式を作成した。</p> <p>2 見直した食缶調達方針に基づき、令和4年6月16日に入札により食缶調達契約を締結した。</p> <p>3 令和4年6月29日に開催した事</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>務改善会議にて、令和3年度定期監査における指摘事項及びその他注意メモを課内にて情報共有し、適正な事務処理の徹底を周知し、再発防止に向けた注意喚起を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>(イ) <u>補助金等交付事務について</u> (学校保健課)</p> <p>令和2年度北九州市学校保健会補助金(以下「補助金」という。)の交付事務について、北九州市学校保健会(以下「学校保健会」という。)の学校薬剤師部会事業にかかる実績報告書を見ると、教室におけるホルムアルデヒド等揮発性有機化合物検査(以下「検査」という。)のための道具を購入していた。</p> <p>しかし、当該検査は、当初の補助金交付決定の内容には含まれておらず、変更交付申請の手続きも行われていなかったにも関わらず、学校保健課は検査道具の購入費を含む額を補助金額として確定していた。</p> <p>なお、当該検査は、市の事業として、公益財団法人北九州市薬剤師会に委託して実施している。</p> <p>市補助金等交付規則では、補助事業等の内容、経費の配分または執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けることとされており、また、実績報告書の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとされている。</p>	<p>指摘された点については、以下の対策を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校保健課の事務手順書に、各支部で事業計画が変更となった場合は、変更申請書の提出を随時求め、各部会からの変更申請をもとに学校保健会事務局から北九州市への変更申請を行うこと、事業報告の際は申請時(変更申請を含む)に提出された事業計画と事業報告内容を照合し、事業の実施内容が変更となっていないかどうかを確認することを追記した。 2 令和4年6月29日に開催した事務改善会議にて、令和3年度定期監査における指摘事項及びその他注意メモを課内にて情報共有し、適正な事務処理の徹底を周知し、再発防止に向けた注意喚起を行った。 <p>教育委員会では、令和4年8月1日、全課に対し今回の指摘内容について通知し、今後、同様の事案が生じないように周知した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
適正な事務処理をされたい。	

北九州市監査公表第23号

令和4年11月15日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
産業経済局
- 3 監査の期間
令和3年11月5日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年7月29日（令和4年監査公表第15号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 産業経済局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア その他事務</p> <p>(ア) <u>拾得物の取扱いについて</u> (渡船事業所)</p> <p>渡船事業所（若戸航路）における拾得物の取扱い状況を確認したところ、拾得物の一部について警察署長への提出を怠っていた。</p> <p>また、拾得物に係る処理経過を合理的に跡付け、又は検証することができる文書（拾得物記録簿等）を作成、保存していなかった。</p> <p>遺失物法では、施設占有者は、拾得物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出することとされている。</p> <p>市文書管理規則では、事案の決定に当たっては、文書等を作成して行わなければならないとされており、文書等は、必要に応じて迅速に利用することができるように保存しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘事項に鑑み、事務処理の体系化と共有化を図るため、以下の事務改善を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸畑警察署に拾得物の処理方法等を確認し、警察署長への拾得物の提出を徹底する取扱いを開始（令和4年2月18日） 2 拾得物取扱い要領、業務マニュアル及び拾得物記録簿等を作成（同年3月1日） 3 所内関係職員に上記要領等を周知（同年3月16日） 4 事務改善会議において、本指摘事項を含む過去5年間の監査指摘事項を再確認（同年4月27日） 5 事務処理ミス防止研修の実施（同年6月13日） 6 拾得物記録簿のデータベース化（同年6月17日） <p>今後、拾得物記録簿の管理に当たっては、デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課の協力のもと、サイボウズ株式会社のk i n t o n e（業務改革ツール）を導入し、円滑な情報共有と業務の効率化を図る。</p> <p>《局全体の対応について》</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>令和4年6月2日実施の局内幹部会において、今回の指摘事項の内容を説明し、適正な事務の執行を行うよう周知した。</p> <p>また、各課の事務改善会議（同年6月実施）では、本指摘事項のほか、他局分を含む過去5年間の指摘事項を周知するとともに総点検を行った。</p>

北九州市監査公表第24号

令和4年11月15日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
小倉北区役所
- 3 監査の期間
令和3年12月13日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年7月29日(令和4年監査公表第10号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (小倉北区役所まちづくり整備課) [14] 高浜1号線(高浜跨線橋)歩道橋補修工事</p> <p>本工事は、高浜跨線橋の定期点検結果に基づく塗装の塗替えを主とした補修工事である。</p> <p>施工は、塗膜剥離剤を用いて既存の塗装を除去・回収した後、塗装の塗替えを行っている。</p> <p>しかし、その積算において、塗膜除去工で発生した「廃材の回収・積込」が計上されていなかったため、過小な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算について、適正に行われたい。</p>	<p>本工事の積算において「廃材の回収・積込」に必要な費用が未計上となった理由は、当課ではこれまで同種の工事の発注実績がなく、また設計者、審査者等の工事に対する確認不足が要因である。</p> <p>今後同様のミスが生じないように、当課で発注実績の少ない工種の工事を起工する場合、当初設計金額にかかわらず、技術監理局技術支援課の設計審査を受けることとし、業務マニュアルを改定した。</p> <p>また、指摘事項及び今後の対応について、6月30日の事務改善会議において、課内全員に周知した。</p>

注・・・[]内の数字は、令和4年監査公表第10号の別表5 本工事抽出一覧表の番号を示す